

Title	〔商法二一三〕 商法三八条にいう支配人の意義 (長野地裁伊那支部昭和五一年一月二八日判決)
Sub Title	
Author	米津, 昭子(Yonetsu, Teruko) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1981
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.54, No.10 (1981. 10) ,p.154- 157
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19811015-0154">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19811015-0154</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 判例研究

## 〔商法 二二三〕 商法三八条にいう支配人の意義

売掛代金請求事件  
 長野地裁伊那支部昭四八の二七号  
 昭和五一・二八判決  
 判例時報八一五号八六頁

## 〔判示事項〕

登記簿上支配人の登記があつても、実質上支配人とは認められな  
 いとして、その訴訟代理権を否定した事例

## 〔参照条文〕

商法三七条・三八条

## 〔事実〕

X会社は、電気機器部品の製造を主たる目的とする株式会社であるが、Y会社（有限会社）の註文により昭和四六年八月二十八日から昭和四七年一〇月一日までの間に炭素被膜固定抵抗器を製作して売り渡し、Y会社は、その代金を毎月二〇日締め切りとし、翌月末日に四ヶ月先払の約束手形を交付してその支払方法としていた。

ところでX会社は、Y会社に対し、右売掛代金として金八、三三二、〇八〇円の債権を有しているので、X会社の支配人として昭和四七年一月二〇日付で登記されているAが、右売掛代金およびこれに対する支払期日後の遅延損害金の支払を求めた。これに対しY

会社は、X会社の支配人たるAは、X会社の支配人としての実質を伴つておらず、よつて本件訴訟進行行為は非弁護士のみした訴訟行為であるから絶対無効であると抗弁した。

## 〔判旨〕

却却下

裁判所は、Aが、X会社の取引先に関連する会社が倒産したためX会社の經理の面倒を見るようになったが、司法書士から支配人として登記した方がよいと言われてその旨登記したこと、同人のX会社における職務内容は、經理に関する帳簿の整理であり、しかも一ヶ月に四、五回X会社へ行くだけであつたこと、従つて、Aは、X会社の営業内容については全く関与せず、いわんや営業主に代つて営業に関する行為をしたことは一度もなく、X会社の営業実体についての知識も全くないことの各事実を認定した上、「支配人は、営業主に代り、営業主の営業に関する一切の裁判上裁判外の行為をなす権限を有する商業使用人であり、支配人の代理権は営業主の営業

の全般にわたる包括的なものであり、しかも法律によつて定型化されている。以上の次第であるから、前記Aの職務内容を見れば、とても支配人といえるものではなく、従つて、登記簿上支配人として登記されているとの理由で裁判上の代理権を有するものではない」とした。

#### 〔研究〕

支配人は、営業主に代り、その営業に関する一切の裁判上または裁判外の行為をなす権限を有する（商三八条一項）から、支配人が営業主に代つて裁判上の行為をなす権限を有することはいうまでもない。本件では、支配人として登記されていても、営業主の営業に全く関与していないAが支配人であり、営業主に代つて裁判上の行為をなしうるか否かが問題である。本判旨は、Aは、会社の営業内容に全く関与せず、単に経理に関する帳簿の整理をする職務内容からして、支配人とはいえないとし、「登記簿上支配人として登記されているとの理由で裁判上の代理権を有するものではない」と判示した。私は、この判旨の結論には賛成であるが、その理論構成には疑問を有する。

本件に関連して、次の三つの点を考えておくことが必要であると思われる。第一に、支配人は、営業に関する裁判上の行為を営業主にかわつて行なう権限を有するが、ここにいう支配人の有する裁判上の行為とはいかなる行為を指すか、第二に、支配人とはどのようなものか、第三に、支配人と登記との関係である。以下順次これについてふれよう。

一、一般に、支配人の有する裁判上の行為とは、訴訟行為を指し、訴訟代理人を選任することも含まれる。すなわち、支配人は、法令により訴訟代理人（民訴七九条一項）として、訴訟当事者たる本人のために訴訟行為をなす権限を有するが、これは、民事訴訟法二〇一条二項にいう、いわゆる他人のために訴訟当事者となる権限を指すのではない。したがつて、支配人は、訴訟当事者として自己の名において訴訟をすることはできないが、訴訟当事者に代つて訴訟遂行のための包括的代理権を有するのである。法令による訴訟代理人は、特定事件の訴訟遂行を目的として代理権が授与される訴訟委任による訴訟代理人（狭義の訴訟代理人・民訴七九条）とは異なり、各法令によつて訴訟代理権が与えられる（商七一三条一項、七〇〇条）。したがつて支配人は、その地位につくことによつて、当然に特定の事件に限定されない訴訟代理権を取得するから、それについての特別な授權は必要ではない。

二、次に、支配人の意義についてであるが、商法では、支配人は営業主に代つてその営業に関する一切の裁判上または裁判外の行為をなす権限を有すると定められている（商法三八条一項）。そこで現在の学説（通説）は、一般に、支配人とは、その名称のいかんを問わずかかる包括的代理権を有する商業使用人をいい、ある者が支配人であるかどうかは、その者が営業主からその営業に関し、かかる包括的代理権を付与されているか否かによつて定まると解している。

（田中耕・改正商法総則二七四頁、西原・日本商法論三三三頁、田中誠・全訂商法総則詳論三七八頁、三七九頁など）。しかし、この通説的見解に従

うと、支配人の選任に当たり右の包括的代理権に多少でも制限を加えると、その制限は、支配人の代理権の制限ではなく、むしろ支配人の選任そのものがないことにならざるをえないし、そうすると、支配人の代理権の範囲を法定し、これに加えた制限をもつて善意の第三者に対抗することをえないとする商法三八条三項は無意味なものとなるおそれがでるので、支配人とは、本店または支店の営業の主任者である商業使用人を指すとする見解が最近有力に主張されている(大隅「支配人と表見支配人」田中誠記念五一頁以下、服部商法総則(第二版)二八〇頁)。この説の理由とするところは、通説によれば、支配人であるかどうかは包括的代理権の有無という実質によつて決定されるので、その認定が困難で、これと取引する第三者にとつて不都合であること(服部・前掲二八〇頁、支配人の代理権の範囲を定型化して、これと取引する第三者がその代理権の有無および範囲について探究することを要せず、その者が単に支配人であることを確かめるのみで安心して取引しようとするようにとする支配人制度の趣旨にも適合しないと(大隅・前掲書六〇頁、六二頁)。もつともこの説に対しては、商法上の商業使用人の種類は、営業主より与えられた代理権の範囲の広狭の程度によつて区別されているのであり、これと同一平面において、同一の標準で区別する必要があるから、支配人は支配権という包括的代理権を有する点で、他の使用人と区別するのが正当であるとする批判がなされている(田中誠・前掲書三七九頁)。

支配人制度は、もつぱらドイツ法系の諸国が認める制度であるが、

わが国ではドイツ旧商法典を範としてわが旧商法がこれを継受し今日に至っている。古くは、支配人とは、支配人・支配役など支配人と同一名称を使用することを許された者が支配人であるとする見解が有力であつた(本間喜、支配人の代理権「横田記念論集三一五頁、青木・商法総論二七一頁、志田・日本商法論二卷一七四頁、松波・日本商法総則五九八頁、猪股・日本商法総論三一三頁)。しかしその後は、表見支配人の規定が創設され、支配人とは、その名称のいかんではなく、営業主からその営業に関し、かかる包括的代理権を付与されているか否かによつて定まると解されるようになった。しかし、この通説的見解に従うと、選任に当たり、代理権の範囲に多少の制限が加えられると、その制限は支配人の代理権の制限ではなくて、支配人の選任そのものがないことになるのは不当であるし、商法三八条三項が無意味なものとなるおそれがある。その意味で反対説の方が妥当であると考えられる。この説の方が支配人と表見支配人の規定の關係がより明確になり、商法三八条の意図する第三者の保護の趣旨にも適合するといえるからである。

支配人の意義を以上のように解して本件をみると、本件判旨は、Aは、X会社においての主な職務内容は経理に関する帳簿の整理であり、X会社の営業内容については全く関与せず、いわんや営業主に代つて営業に関する行為をしたことは一度もないということから、Aは、X会社の支配人ではないとしている。Aには、X会社の営業内容について全く関与する権限がなかつたとすれば、本判旨の述べるとおりAは支配人ということではできない。しかしながら、判

旨の表現によると、どうもAがX会社で現実に行っている職務内容からAが支配人でないと認定しているようであるが、そうであれば誤りである。AがX会社の営業の主任者として選任されていたか否かが問題とされなければならない、その権限から認定すべきである。

そして支配人を選任するのは、企業者たる商人またはその代理人である。代理人は、法定代理人に限らないが、支配人は、特別の授權がないかぎり他の支配人を選任することはできない(民一〇四条六二五条、商三八条二項)。会社の場合は、合名会社では総社員の過半数の同意(商七一一条、合資会社では無限責任社員の過半数の同意(商一五二条)、株式会社では取締役会の決議(商二六〇条後段)、有限会社では取締役の過半数の同意(有二六条後段))によつて選任される。ただし、その決議方法は会社の内部関係にとどまるから、これに違反しても選任行為自体の効力に影響はない。本件の場合、AはX会社の支配人として登記されているが、登記されていること自体が支配人として選任されたことにはならないし、司法書士から登記することをすすめられて登記したという本件の認定事実からすると、AがX会社(株式会社)の取締役会の決議によつて選任されたか否かが疑問であり、この点を認定する必要があると考える。

三、次に本件においては、AはX会社の支配人として登記がなされているので、登記との関係も考察しておくことが必要であろう。

商法は、商業登記に関し、登記事項は、登記および公告の後でなければ善意の第三者に対抗することを得ず、登記および公告の後と雖も第三者が正当の事由によつてこれを知らなかつたときは対抗で

きない旨を規定している(商二二条)。このような商業登記の効力は公示力とよばれ、登記等によつて第三者に悪意を擬制するものである。しかしこの商業登記の効力は、いづれもその登記事項が真実に存在する場合に限つて認められるが、その反面、登記事項が存在しないのに、登記・公告があつてもその事項が存在することにはならない。それゆえ、商業登記は、たかだか登記事項の存在を一応推定させる事実上の推定力を生ずるとはいいえても、法律上の推定力を生ずるわけではない。しかし、このような原則を貫くときは、取引の相手方は、登記・公告を信頼することができず、更に真実を探究しなければ安心して取引することができなくなり、登記制度の信頼は滅殺され、取引の迅速は害されることになる。そこで、商法は、故意または過失により不実の事項を登記した者は、その事項の不実なことを以て善意の第三者に対抗し得ないこととした(商一四条)。ところで、この場合は、登記をなした者が、その相手方に対して対抗できないのであり、相手方からは主張することができない。本件は、売掛代金を請求された相手方たるY会社の方から、X会社の支配人として登記されているAが支配人でないことを主張しているのであるから、Y会社が登記事項を信じてAに売掛代金を請求している場合とは異なり、適法に主張できることがらであることはいうまでもない。

米津 昭子